星美学園短期大学 障がい学生支援基本方針

(前文)

本学の建学の精神である「予防教育法による全人間教育」に基づき、障がいの有無や程度によって分け隔てなく、能力と修学意欲をもつ障がいのある学生を受け入れます。学長のリーダーシップの元に、教職員一同が、教育研究の水準を維持しつつ、障がいのある学生の修学のために必要かつ適切な合理的配慮を行い、継続的な障がい学生支援に努めていきます。本学は、この基本方針に基づき、次に挙げる具体的な障がい学生支援を実施します。

1. 基本理念

本指針(ガイドライン)は、星美学園短期大学(以下「本学」)における障がいのある学生に関わる修学支援について定めるものとします。本学で学ぶ、障がいのある学生への修学支援が円滑に行われるように、本ガイドラインに基づき、障がいのある学生へ入学前から卒業後の進路決定まで、合理的配慮の観点をもって総合的に支援を行います。

2. 支援対象

障がいのある学生とは、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生を指します。また、障がい学生支援は、修学及び学生生活において本人及び保護者が支援を受けることを要請し、かつ、その必要性が認められた学生及び入学を希望する者を対象とします。

3. 支援方針

障がいのある学生一人ひとりの要望に基づき、修学及び学生生活における支援ニーズを把握し、大学と本人及び保護者との間で十分な合意形成・共通理解を図ったうえで、合理的で社会的な自立を促す支援内容を決定します。

4. 修学支援

障がい学生支援担当者は、修学支援、学生生活での支援、進路支援などについて、学生からの支援申請を受け付けます。その上で、関係部署および教職員 (学科長、アシステンテ等)と連携を図り、支援内容について調整します。

5. 試験 · 成績評価

成績評価については、障がいのある学生とない学生で別の基準(ダブル・スタンダード)を設けることはせず、全学生同一基準で行います。

6. 学内施設・設備の改善

すべての学生にとって、安全で円滑な教育環境づくりに努めます。

7. この指針(ガイドライン)の改廃は、学生部委員会で審議し、学長が決定します。

付 則

この指針(ガイドライン)は2019年4月1日より施行する。

以上